

令和2年（2020年）6月16日（火）

豊中市教育センター研修室

午前9時30分～10時30分

## 令和2年度（2020年度）第1回 豊中市総合教育会議

### 次 第

#### 1 開会

○市長あいさつ

#### 2 出席者の紹介

#### 3 案 件

- (1) 学校休業期間における対応について
- (2) ICTを活用した学び方改革について
- (3) その他

#### 配付資料

- 豊中市総合教育会議の運営等について 資料1
- 豊中市総合教育会議名簿 資料2
- 学校休業期間における対応 資料3
- ICTを活用した学び方改革について 資料4

○豊中市総合教育会議の運営等について

平成 27 年 5 月 7 日

総合教育会議決定

改正 平成 31 年 4 月 1 日総合教育会議決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、豊中市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関し必要な事項を次のとおり定め、平成 27 年 5 月 7 日から実施する。

（招集）

第 1 条 市長は、必要と認めたとき又は豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づく会議の招集の請求があったときに、会議を招集する。

（周知）

第 2 条 市長は、会議の日時、場所、会議に付すべき事件について、あらかじめ市のホームページへの掲載その他の方法により市民に対して周知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- （1） 個人の秘密を保つため必要があると市長が認めるとき。
- （2） 会議の公正が害されるおそれがあると市長が認めるとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、公益上必要があると市長が認めるとき。

2 非公開の会議は、市長が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させて、これを行う。

（関係者又は学識経験を有する者の出席）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 5 項の規定に基づき、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事録の記載事項等）

第 5 条 会議の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- （1） 市長、教育長及び出席教育委員会委員の氏名
- （2） 会議に出席した関係者及び学識経験を有する者の氏名並びに関係職員の職及び氏名

(3) 議題及び議事（第3条第1項ただし書の規定により非公開とした会議の議事を除く。）

2 第3条第1項ただし書の規定による非公開の会議の議事録については、前項の議事録とは別に、同項の規定の例により作成するものとする。

3 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(議事録の公表)

第6条 市長は、前条第3項の規定による署名の後、速やかに議事録（非公開の会議の議事録を除く。）を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度市長が定める。

2 市長は、傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、傍聴人を抽選により決定するものとする。

3 前項に規定する抽選の方法等は、市長が別に定める。

4 傍聴人は、受付において備付の傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記しなければならない。

5 報道機関の取材について市長が必要と認めるときは、傍聴席とは別に記者席を設けることができる。

(傍聴の制限)

第8条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのある器物等を携帯している者

(2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者

(3) 腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、無線機（携帯電話等を除く。）、録音機、ビデオカメラ写真機等を携帯している者（第10条ただし書の規定による市長の許可を得たものを除く。）

(5) 酒気を帯びていると認められる者。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認める者

(傍聴人遵守事項)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否等を表明しないこと。

- (2) 静粛を守り、私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 携帯電話機等の電源を切っておくこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴人は、会議の傍聴に関しすべて職員の指示に従わなければならない。

(撮影等の制限)

第10条 傍聴人による写真、ビデオ等の撮影、録画、録音等は、これを認めない。ただし、あらかじめ市長の許可を得たものはこの限りでない。

(傍聴人の退場等)

第11条 市長は、傍聴人が第8条から前条までの規定に違反したときは、当該規定の定めに従うべきことを命じ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開となったときは、直ちに退場しなければならない。

(事務局)

第12条 会議の事務局事務は、都市経営部経営計画課において処理する。

(細目)

第13条 前各条に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、市長が定める。

## 令和2年度(2020年度)第1回総合教育会議名簿

※敬称略

長内 繁樹	豊中市長
岩元 義継	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員 (教育長職務代理者)
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
森 由香	豊中市教育委員会委員
赤尾 勝己	豊中市教育委員会委員

(事務局)

榎本 弘志	都市経営部長
寺田 光一	都市経営部 経営計画課長
坂本 篤史	都市経営部 経営計画課
大岡 曜子	都市経営部 経営計画課
森田 宏人	都市経営部 経営計画課
岩下 良輔	都市経営部 経営計画課
具志堅 興紀	都市経営部 経営計画課
南 幸太	都市経営部 経営計画課

## 学校休業期間における対応

### 1. 主な経過

発信日	国・大阪府	教育委員会の対応
■2月28日	全国一斉に学校臨時休業（3/2～3/24）	学校臨時休業（3/2～3/24） （※3/25～4/7 春休み）
■4月2日	（大阪府の要請） ・4月の始業日から5月6日までを臨時休業 ・臨時休業中は登校日を設ける ・入学式は感染防止策を講じ、必要最小限な規模で実施	・4月8日から5月6日まで学校臨時休業 ・週2回の登校日を設ける ・入学式は4月7日に実施
■4月7日	緊急事態宣言（大阪府の要請） ・4月8日から5月6日まで学校臨時休業 ・4月8日以降の入学式等は延期 ・当面、登校日を設けない	・概ね、1週間ごとの状況により今後の対応を決定する ・当面、登校日を設けない ・教科書配布、クラス発表等は4月14日まで待機 ・家庭訪問、ポスティングは中止
■4月14日	大阪府より改めて小・中学校に対する休業要請	・教科書の配布は、保護者への手渡し、自宅配送の選択制 ・インターネットを活用した情報発信 ・電話連絡・郵送等を利用した児童・生徒の状況確認
■4月16日	緊急事態宣言が全国に拡大	・教科書の配布を自宅配送に切り替え
■4月20日		・4月21日以降にすべての児童・生徒に電話により状況把握 ・学校ホームページを活用したつながりの発信 ・教育委員会から家庭学習のためのコンテンツの発信
■4月27日	（大阪府の要請） ・5月7日から5月10日まで引き続き臨時休業	・5月7日から5月10日まで引き続き学校臨時休業 ・5月11日以降の方針は、国・大阪府の動向により決定する

	<p>・5月11日以降の方針は緊急事態宣言の動向により判断</p> <p>※5月11日以降は、分散登校による登校日の設定の可能性あり</p> <p>※図書カードについては到着に地域差あり。到着しだい届ける</p>	
■5月5日	<p>(大阪府の要請)</p> <p>・5月11日から5月31日まで引き続き臨時休業</p> <p>・登校日を週1、2回設定</p>	<p>・5月11日から5月31日まで引き続き臨時休業</p> <p>・登校日を段階的に週2回程度設定</p>
■5月21日	<p>緊急事態宣言解除(大阪府の要請)</p> <p>・5月25日から5月29日まで小6、中3は「授業日」とできる</p> <p>・6月1日から12日まで分散登校のうえスタートアップ期間とし、6月15日から本格再開</p>	<p>・5月25日から5月29日まで小6、中3は「授業日」とできる</p> <p>・6月1日から12日まで分散登校のうえスタートアップ期間とし、6月15日から本格再開</p> <p>・6月1日から給食実施</p>
■6月1日		<p>学校再開</p> <p>※夏休みを8月8日から8月23日までに短縮(6月6日に決定)</p>

## 2. 支援の内容

### 【児童・生徒への支援】

<p>■豊中市ホームページの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マチカネチャレンジ：学年ごと教科ごとに家庭学習で役立つコンテンツの掲載</li> <li>●読書に関すること：絵本の楽しみ方、学年に合わせた絵本の紹介、動画配信</li> <li>●おうちでできるかんたんレシピ：小学生向けの簡単レシピの紹介、動画配信</li> <li>●とよなかの歴史：豊中市の古墳や歴史の紹介、動画配信</li> <li>●その他、文部科学省をはじめ Benesse などの無料提供サイトの紹介</li> </ul>	<p>■学校ホームページの活用（Eスクール）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各学校がオリジナルで作成した動画の配信</li> <li>●教育長・学校長からの児童・生徒とのつながり動画配信</li> </ul> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●電話や郵送による児童・生徒の状況確認</li> <li>●分散登校による登校日の設定：学習課題の掲示や健康状態の確認</li> </ul>
---	---

**【保護者への支援】**

- 教育相談員による個別相談
- 保護者向けお知らせの配信

**【その他】**

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による個別対応
- 携帯電話の増設
- 消毒液などの衛生物品の調達
- 中核市教育長会から国への要望 等

**3. 今後の取り組み**

- 新型コロナウイルス感染症の第 2 波、第 3 波に備えた学校運営体制の整備
- 保護者との連絡体制の構築
- ICT の活用による継続した学びの保障



## GIGAスクール構想の加速 (文部科学省)

- ◎ 誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現をめざす。
- ◎ ハード・ソフト・指導体制の取組を加速化させる。

### ①校内通信ネットワークの整備

- ・全小・中学校の高速大容量の通信ネットワークを整備
- ・併せて電源キャビネットを整備
- ・国 補助割合: 1/2

### ②児童生徒1人1台端末の整備

- ・児童・生徒用端末を整備
- ・国 補助割合: 定額 (上限4.5万円)
- ・設定・保守・有償ソフト等は補助対象外
- ・補助対象は児童生徒数の2/3

## 豊中市の目標

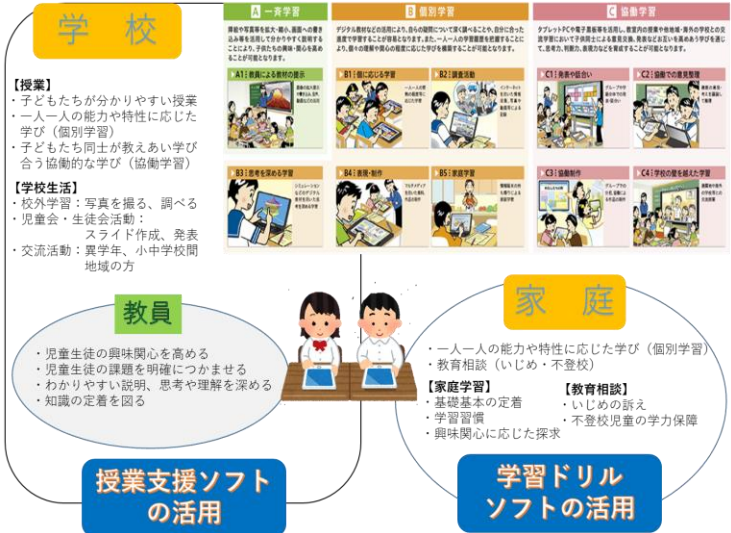
- ・ Society5.0 時代を生き抜く資質・能力を育成する。
- ・ 一人一人が確実に端末を使いこなすための公教育最先端の活用環境を構築する。
- ・ 子どもたちの多様性に対応し、自らの特性を伸ばせるように、個別最適化された学習への取り組みをサポートする。
- ・ いじめ相談の充実や不登校の子どもたちへの学習保障を行う。

## 豊中市の方針

### 【プロジェクト・チームを設置して推進】

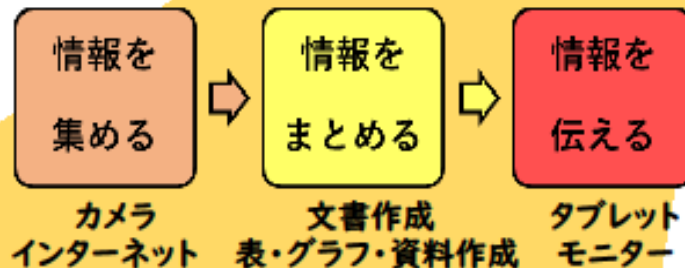
- ① (仮称) ICTを活用した学び方改革の基本方針の策定
  - ・ 新しい授業手法及び習熟度に応じたきめ細やかな教育
  - ・ 主体的に調べ考え表現する力・他者と協働して解決する力の育成
- ② ICT基盤の整備
  - ・ 全校の校内ネットワークを増強
  - ・ 1人1台タブレット端末の貸与による学校授業及び家庭学習の充実
- ③ 全校における「リモート授業」(双方向)実施体制の構築
  - ・ 先行事例を踏まえた課題整理、実施手法の検討・実施、マニュアル化
- ④ タブレットを活用した事務効率の向上及び児童・生徒との双方向コミュニケーションの推進
  - ・ 授業支援ソフトによる効率化、教材や会議資料などのペーパーレス化
  - ・ いじめ等の問題解決に係る連携や教育相談などへの活用

## 個別最適化学習のイメージ



# 1人1人に応じた学びの場 子どもが 授業をつくる時代 ～考える・伝える・学びあう～

主体的・対話的で深い学び  
「情報収集・編集・共有・発信」



児童生徒同士の  
学び合いのツール



・授業支援ソフトを用いた思考の共有など

視聴覚的サポートをするツール



・撮影して情報を共有・参照する

情報のツール



・調べ学習のツール  
・インターネット検索  
・情報モラルの育成

個に応じたツール

・デジタル教科書  
・個別学習教材 (AI)  
・プログラミング教材  
・学びのポートフォリオ



子どものICT利活用 1人1台タブレットで何ができる？

教材・文具の一部として、**何気なく活用**  
目的でなく、**効果的な手段として活用**

## 学 校

### 【授業】

- ・子どもたちが分かりやすい授業
- ・一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）
- ・子どもたち同士が教えあい学び合う協働的な学び（協働学習）

### 【学校生活】

- ・校外学習：写真を撮る、調べる
- ・児童会・生徒会活動：スライド作成、発表
- ・交流活動：異学年、小中学校間、地域の方

### A 一斉学習

押絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。

#### ▶A1：教員による教材の提示



### B 個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った速度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。

#### ▶B1：個に応じる学習



#### ▶B2：調査活動



#### ▶B3：思考を深める学習



#### ▶B4：表現・制作



#### ▶B5：家庭学習



### C 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となります。

#### ▶C1：発表や話し合い



#### ▶C2：協働での意見整理



#### ▶C3：協働制作



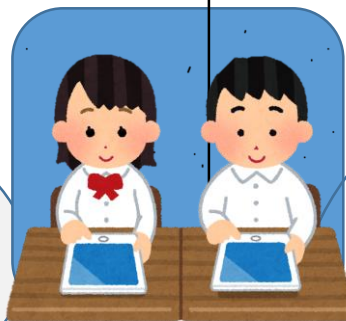
#### ▶C4：学校の壁を越えた学習



文科省：学びのイノベーション事業

## 教員

- ・児童生徒の興味関心を高める
- ・児童生徒の課題を明確につかませる
- ・わかりやすい説明、思考や理解を深める
- ・知識の定着を図る



## 家 庭

- ・一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）
- ・教育相談（いじめ・不登校）

### 【家庭学習】

- ・基礎基本の定着
- ・学習習慣
- ・興味関心に応じた探求

### 【教育相談】

- ・いじめの訴え
- ・不登校児童の学力保障

授業支援ソフトの活用

学習ドリルソフトの活用

# タブレット整備・活用スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
方針等	基本方針の策定			活用マニュアル等の作成			授業実践等の情報発信			
学校支援	リモート授業実施体制構築			訪問研修			校内研修	集合研修		
	ICT教育推進委員会		ICT教育推進委員会		ICT教育推進委員会			ICT教育推進委員会		
端末等	契約手続		1人1台タブレット端末の配置／LAN整備							

